



# 三重県公報

令和3年11月19日 (金)

第 262 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
695	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
696	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
697	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	2
698	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	2
699	同件	(同)	3
<b>公 告</b>			
	ふぐ処理者試験の実施	(食品安全課)	7
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	8
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	9
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(教育委員会)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11

告 示
-----

**三重県告示第 695 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 11 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	たんぼ薬局 さくらの丘店	桑名市さくらの丘 1 番地	令和 3 年 11 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションなごみ	伊勢市宮町 2 丁目 4-14	令和 3 年 11 月 1 日

**三重県告示第 696 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 11 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
三重ケアマネセンター	松阪市宝塚町 830 番地 111	令和 2 年 6 月 1 日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所 亀寿苑 関	亀山市関町小野 240	令和 3 年 9 月 1 日	居宅介護支援

**三重県告示第 697 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 11 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
三重ケアマネセンター	松阪市宝塚町 830 番地 111	令和 2 年 6 月 1 日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所 亀寿苑 関	亀山市関町小野 240	令和 3 年 9 月 1 日	居宅介護支援

**三重県告示第 698 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 3 年 11 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名  
中 壽子
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市法花字東出 3046
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 699 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 3 年 11 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

## 1 通知することができない者の氏名

三東林業株式会社

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字簀輪谷 945

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 2

## 1 通知することができない者の氏名

中西 知恵子

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字黒岩 964 の 10

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 3

## 1 通知することができない者の氏名

永峰 傳次

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字黒岩 964 の 21
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

生田 政信

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 969 の 3、969 の 20
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

株式会社三景商事

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

坂口 岩吉

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第 7

- 1 通知することができない者の氏名  
新日本林業株式会社
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第 8

- 1 通知することができない者の氏名  
森田 元三郎
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 969 の 10 から 969 の 15 まで
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第 9

- 1 通知することができない者の氏名  
松本 眞喜子
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 969 の 22

- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 10

- 1 通知することができない者の氏名  
松本 君代
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 969 の 22
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 11

- 1 通知することができない者の氏名  
山口 敏明
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 969 の 23
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 12

- 1 通知することができない者の氏名  
加道 熊吉
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市上阿波字廻り途 973 の 3
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 13

1 通知することができない者の氏名

清水 吉章

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市上阿波字叢輪谷 930 の 10

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

三重県食品衛生法施行条例（令和 2 年三重県条例第 53 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和 3 年 11 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 1 日目 令和 4 年 2 月 1 日 (火)	ア 午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	ア 津市大谷町 240 学校法人大川学園 三重調理専門学校
イ 2 日目 令和 4 年 2 月 2 日 (水)	イ 午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで	イ 津市大谷町 240 学校法人大川学園 三重調理専門学校

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

1 日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）

2 日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和 3 年 12 月 13 日（月）から同月 22 日（水）まで

(2) 受付場所

県内各保健所

郵送による受付もいたします（令和3年12月22日当日消印有効）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和3年11月19日

三重県知事 一見勝之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
北村 裕	度会郡玉城町	度会郡玉城町日向東あざみ 49-2 ほか1筆
株式会社 ヒラキファーム	伊賀市下神戸	伊賀市下神戸馬場崎 4144

2 農用地利用配分計画の認可日

令和3年11月19日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和3年11月19日

三重県知事 一見勝之

阿山町土地改良区（伊賀市川合 3455 番地）

退任理事

伊賀市千貝 375 番地 1

稲垣 英一

〃 馬田 921 番地

山崎 俊孝

〃 円徳院 585 番地

丸山 克美

退任監事

伊賀市川合 767 番地

山岡 博

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、法務省津地方法務局長から通知がありました。

令和3年11月19日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年2月18日まで

3 作業地域

津市藤方及び同市津興

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所から通知がありました。

令和3年11月19日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間



令和3年11月1日から令和4年3月30日まで

3 作業地域

四日市市采女町、鈴鹿市国分町、同市木田町、同市山辺町、同市河田町、同市甲斐町、同市野辺町、同市竹野町、同市竹野1丁目、同市竹野2丁目、同市三日市1丁目、同市三日市2丁目、同市三日市3丁目、同市三日市、同市道伯町、同市地子町、同市三日市南3丁目、同市三日市町、同市末広町、同市末広北3丁目、同市末広西、同市末広南2丁目、同市末広南3丁目、同市野町、同市鈴鹿ハイツ及び同市稲生町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和3年11月19日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

2 作業期間

令和3年11月1日から令和4年3月11日まで

3 作業地域

桑名市長島町押付、同市長島町小島、同市長島町大倉、同市長島町新所、同市長島町西川、同市長島町浦安及び桑名郡木曾岬町新輪

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和3年11月19日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和3年11月2日から令和4年2月8日まで

3 作業地域

亀山市安坂山町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和3年11月19日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和3年10月22日から令和4年3月18日まで

3 作業地域

北牟婁郡紀北町三浦、同町道瀬、同町海野、同町長島、同町東長島、同町島原、同町大原、同町十須、同町大字馬瀬、同町大字河内、同町大字上里、同町大字中里、同町大字船津、同町大字相賀、同町大字小浦、同町大字矢口浦、同町大字白浦、同町大字島勝浦及び同町古里

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年8月13日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和3年11月19日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

三重郡川越町大字豊田一色、同町大字高松及び同町大字豊田

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年11月19日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立宇治山田商業高等学校 PC端末の整備                     |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局高校教育課              |
| 3 | 落札者決定日  | 令和3年9月21日                                  |
| 4 | 落札者     | 三重県津市あいつ台4丁目6番地3<br>三重リコピー株式会社 代表取締役 松田 幸久 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 41,000,000円<br>契約金額 45,100,000円       |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札                                     |
| 7 | 入札公告日   | 令和3年7月20日                                  |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年11月19日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立尾鷲高等学校 高性能PC端末を配置した実習装置の整備          |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局高校教育課           |
| 3 | 落札者決定日  | 令和3年9月17日                               |
| 4 | 落札者     | 三重県四日市市浜田町13番16号<br>東洋電機株式会社 代表取締役 竹内 稔 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 37,600,000円<br>契約金額 41,360,000円    |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札                                  |
| 7 | 入札公告日   | 令和3年7月20日                               |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年11月19日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立水産高等学校 ICTを活用した魚介類養殖システムの整備                     |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局高校教育課                       |
| 3 | 落札者決定日  | 令和3年9月10日   |
| 4 | 落札者     | 兵庫県伊丹市中央3丁目1番17号<br>ヤンマー船用システム株式会社西日本営業部 営業部長 永田 繁雄 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 59,000,000円<br>契約金額 64,900,000円                |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札  |
| 7 | 入札公告日   | 令和3年7月20日   |

---

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年11月19日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立水産高等学校 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータの整備（再掲）               |
| 2 | 担当部局    | 津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局高校教育課                         |
| 3 | 落札者決定日  | 令和3年9月27日   |
| 4 | 落札者     | 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目21番25号清風ビル3階<br>日本無線株式会社中部支社 支社長 高柳 亘孝 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 29,850,000円<br>契約金額 32,835,000円                  |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札  |
| 7 | 入札公告日   | 令和3年7月30日   |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---